

介護保険給付に係る費用の見込み等

第 10 章 介護保険給付に係る費用の見込み等

第 7 期介護保険事業計画では、「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる 2025 (平成 37) 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取組みを推進していきます。

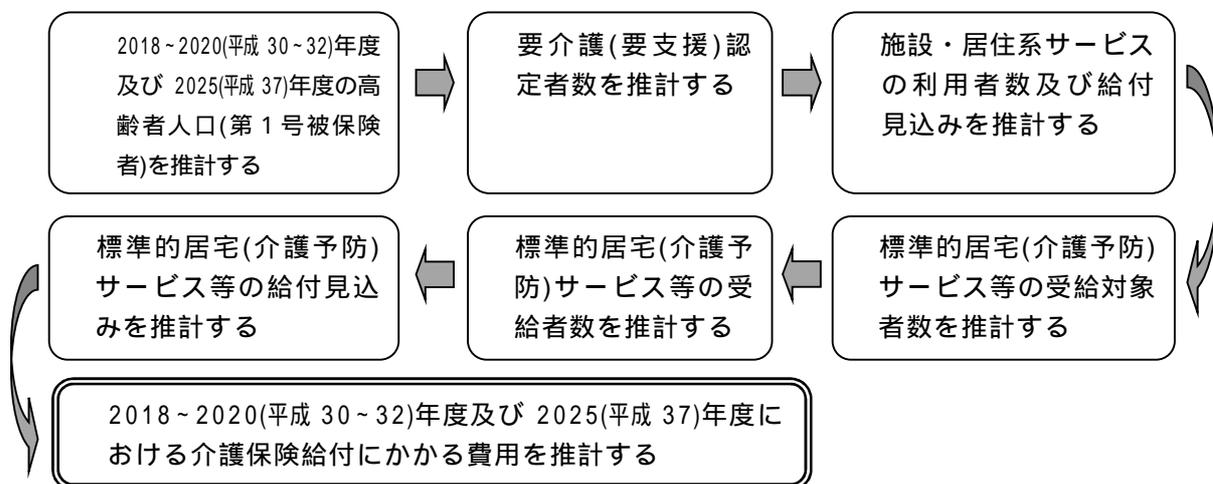
介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正や、地域医療構想における病床の機能分化などの影響を踏まえ、2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度及び 2025 (平成 37) 年度の 65 歳以上の高齢者人口 (第 1 号被保険者数)、要介護 (要支援) 認定者数を推計したうえで、2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度における施設サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値 (目標値) と過去の介護保険給付実績等をもとに、2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度の各居宅サービス等の給付見込みを各年度ごとに推計して算出しました。

2025 (平成 37) 年度については、第 7 期介護保険事業計画期間の見込みと同様に、利用者数と過去の介護保険給付実績をもとに推計しました。

なお、2018 (平成 30) 年度からの保険料額は、計画で見込んだ介護保険給付及び地域支援事業に係る費用をもとに算定しました。

1 介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

大阪市の第7期介護保険事業計画の策定においては、厚生労働省が第7期将来推計用に2015（平成27）年国勢調査のデータを出発点として作成した「推計人口」の人口伸び率を参考とし、2018（平成30）年度から2020（平成32）年及び2025（平成37）年の人口推計を行いました。

その結果、大阪市における高齢者人口（第1号被保険者数）は、2020（平成32）年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が32万3,000人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）が37万6,000人、合計では69万9,000人と推計し、高齢化率は、2020（平成32）年度には、26.2%、2025（平成37）年度には、26.9%となります。

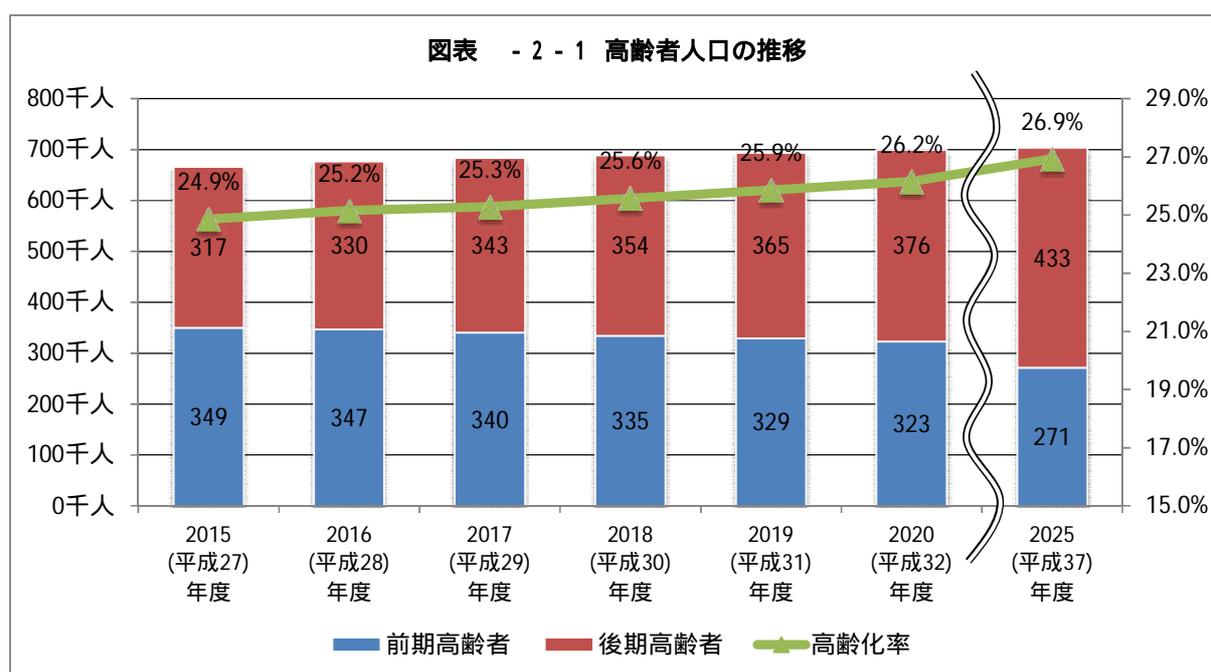
	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37)年度
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
高齢化率	24.9%	25.2%	25.3%	25.6%	25.9%	26.2%	26.9%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	666	677	683	689	694	699	704
前期高齢者	349	347	340	335	329	323	271
全体に占める割合	52.5%	51.2%	49.8%	48.6%	47.4%	46.2%	38.6%
後期高齢者	317	330	343	354	365	376	433
全体に占める割合	47.5%	48.8%	50.2%	51.4%	52.6%	53.8%	61.4%

(参考)

40～64歳人口(千人)	889	893	896	901	905	909	939
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

高齢化率：第1号被保険者数 / 推計人口(大阪市福祉局の推計による)

2015(平成27)・2016(平成28)年度は9月末の第1号被保険者数実績。2017(平成29)年度は見込数値



3 要介護（要支援）認定者数の推計

大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後も、ひとり暮らしの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き要介護（要支援）認定者数及び認定率の上昇が想定されます。

第 7 期計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近 2 年間に於ける認定者数の伸び率をもとに、2020（平成 32）年度までの認定者数の推計を行い、2021（平成 33）年度からは、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加のみを考慮し推計しました。

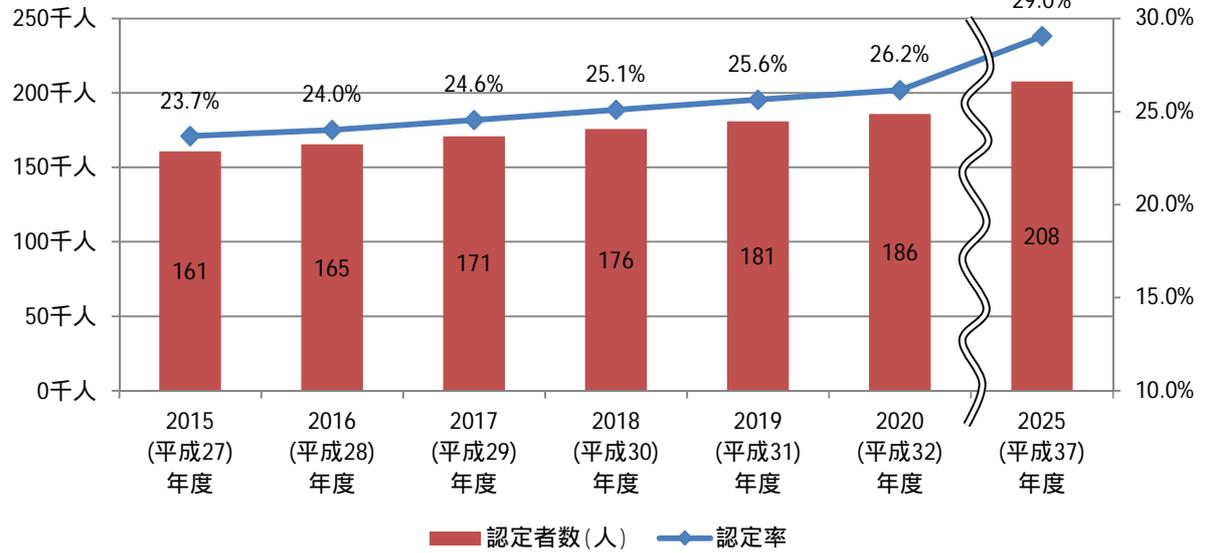
その結果、2020（平成 32）年度は、認定者数は 185,956 人、うち第 1 号被保険者の認定率は 26.2%となります。また、2025（平成 37）年度の認定者数は 207,655 人、うち第 1 号被保険者の認定率は 29.0%となります。

（単位：人）

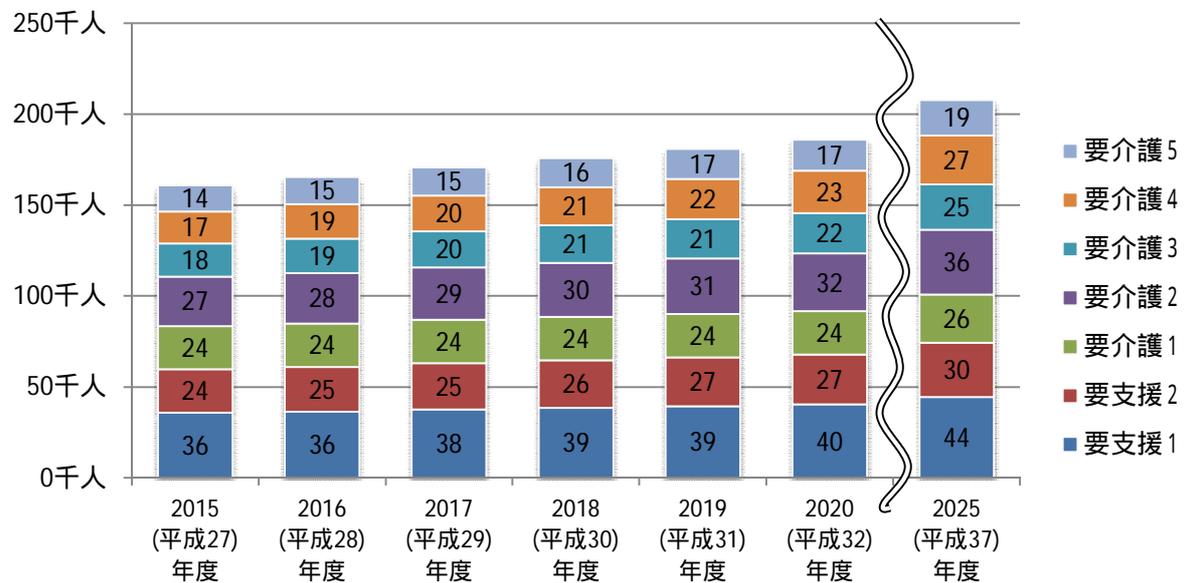
	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間			2025 (平成 37)年度
	2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	
認定者数(人)	160,774	165,468	170,715	175,791	180,875	185,956	207,655
要支援 1	35,871	36,414	37,647	38,546	39,459	40,382	44,372
要支援 2	23,952	24,660	25,478	26,110	26,743	27,375	30,092
要介護 1	23,665	23,814	23,766	23,838	23,858	23,823	26,361
要介護 2	27,078	27,683	28,807	29,778	30,758	31,747	35,562
要介護 3	18,450	19,111	19,903	20,650	21,398	22,143	24,988
要介護 4	17,380	18,826	19,772	20,939	22,144	23,386	26,938
要介護 5	14,378	14,960	15,342	15,930	16,515	17,100	19,342
うち第 1 号被保険者	157,759	162,473	167,715	172,781	177,845	182,913	204,514
認定率	23.7%	24.0%	24.6%	25.1%	25.6%	26.2%	29.0%

2015(平成 27)・2016(平成 28)年度は 9 月末実績。2017(平成 29)年度は見込数値

図表 - 3 - 1 要介護(要支援)認定率の推移



図表V - 3 - 2 要介護(要支援)認定者数の推移



4 施設・居住系サービス利用者数の推計

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、2015（平成27）年4月1日より機能の重点化が図られ、新たに入所する方について、原則要介護3以上に限定されました。ただし要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特養以外の生活が著しく困難であると認められる場合には、特養への入所が認められています。

これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう特養の整備に取り組んできました。

第7期計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所出来る状態が維持できるよう、必要となる特養の整備を進めることとしています。

また、介護保険法の一部が改正され、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、2018（平成30）年4月に「介護医療院」が創設されるとともに、2017（平成29）年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設について、経過措置期限が6年間延長されることとなりました。

これにより、介護療養型医療施設については、現在の利用者数及び事業者の介護保険施設等への転換意向等を勘案した上で、第7期計画期間中における利用者数を見込んでいます。

その他の施設・居住系サービスについては、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

（単位：人）

	第6期計画期間			第7期計画期間		
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
4施設	17,260	17,779	18,317	21,402	22,224	22,586
介護老人福祉施設 1	10,287	10,665	11,082	13,248	13,838	14,200
介護老人保健施設	6,346	6,564	6,716	7,696	8,050	8,050
介護医療院				0	57	57
介護療養型医療施設	627	550	519	458	279	279
介護度別	要介護1	922	812	763	820	861
	要介護2	2,135	1,973	1,929	2,091	2,183
	要介護3	3,802	3,902	4,050	4,703	4,910
	要介護4	5,702	6,232	6,574	7,858	8,147
	要介護5	4,699	4,860	5,001	5,930	6,129
認知症対応型共同生活介護 2	3,086	3,336	3,547	3,976	4,211	4,447
特定施設入居者生活介護 1 2	5,045	5,468	5,791	6,666	6,880	7,102
施設・居住系サービス 計	25,391	26,583	27,655	32,044	33,315	34,135

2015(平成27)・2016(平成28)年度は実績。2017(平成29)年度は見込数値

1 地域密着型サービスを含む 2 介護予防サービスを含む。

5 標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数の推計

標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数は、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービス（介護保険3施設及び介護医療院）、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者数を減じ、各年度の受給対象者数を推計しました。

（単位：人）

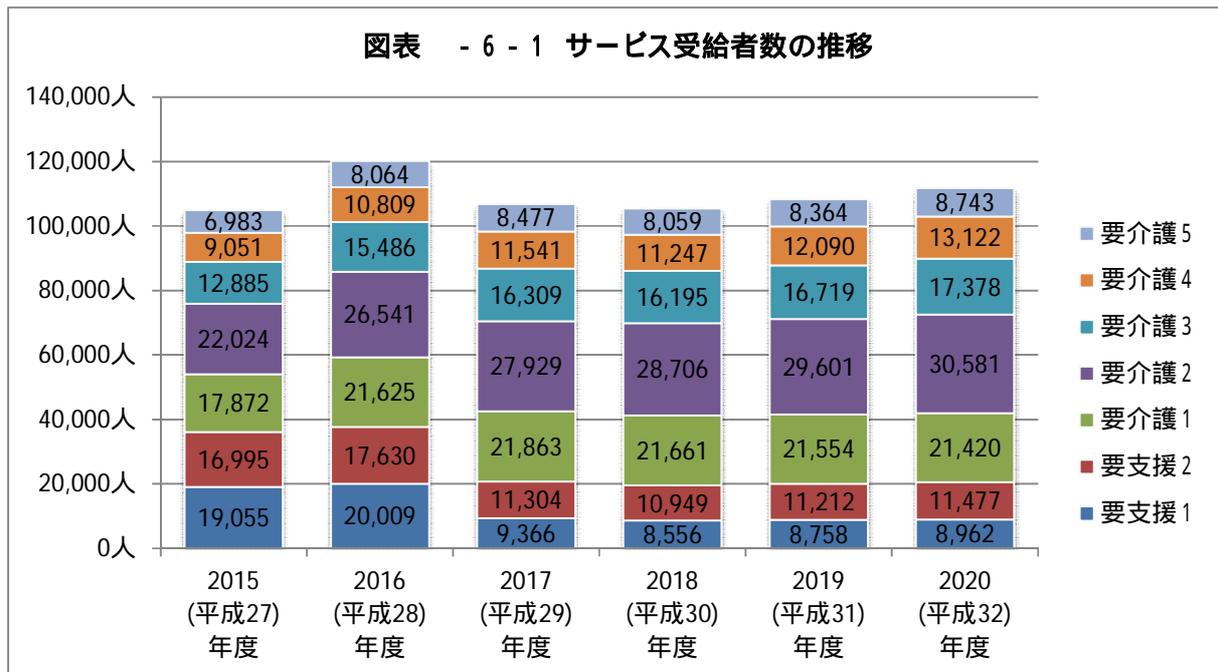
	第6期計画期間			第7期計画期間		
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
認定者数 (A)	160,774	165,468	170,715	175,791	180,875	185,956
施設・居住系 サービス利用者数 (B)	25,391	26,583	27,655	32,044	33,315	34,135
標準的サービス 受給対象者数 (A - B)	135,383	138,885	143,060	143,747	147,560	151,821
要支援1	35,441	35,932	37,138	37,960	38,854	39,760
要支援2	23,638	24,287	25,080	25,666	26,283	26,903
要介護1	21,199	21,300	21,205	20,920	20,817	20,688
要介護2	23,278	23,946	25,016	25,569	26,366	27,239
要介護3	13,098	13,527	14,062	13,910	14,360	14,926
要介護4	10,186	10,972	11,456	11,113	11,945	12,965
要介護5	8,543	8,921	9,103	8,609	8,935	9,340

2015(平成27)・2016(平成28)年度の認定者数は9月末実績、サービス利用者数は年度平均値。2017(平成29)年度は見込数値

6 標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計

標準的居宅（介護予防）サービス等の必要数を推計するため、前年度の平均実績の受給率を踏まえ、適切な標準的居宅（介護予防）サービス等の受給率を設定し、各年度の標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数を推計しました。

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間		
	2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
受給者数(人)	104,865	120,164	106,789	105,373	108,298	111,683
要支援 1	19,055	20,009	9,366	8,556	8,758	8,962
要支援 2	16,995	17,630	11,304	10,949	11,212	11,477
要介護 1	17,872	21,625	21,863	21,661	21,554	21,420
要介護 2	22,024	26,541	27,929	28,706	29,601	30,581
要介護 3	12,885	15,486	16,309	16,195	16,719	17,378
要介護 4	9,051	10,809	11,541	11,247	12,090	13,122
要介護 5	6,983	8,064	8,477	8,059	8,364	8,743



7 サービス給付見込みの推計

標準的居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスの各サービスごとの給付見込みについては、前年度の平均実績に基づき各サービス別利用率及び1人あたり利用回数等を介護度別に算出し、各サービスの必要量を推計しました。施設・居住系サービス（「4 施設・居住系サービス利用者数の推計」参照）を含めて、各サービスごとの給付見込みは次のとおりです。

(1) 居宅サービスの給付見込み

	単位	第6期実績			第7期計画		
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
訪問介護	回/週	276,715	294,417	307,425	303,350	314,879	328,811
介護予防訪問介護	人/月	23,593	23,608	6,187	-	-	-
訪問入浴介護	回/週	1,801	1,834	1,873	1,809	1,892	1,991
介護予防訪問入浴介護	回/週	7	4	5	6	6	6
訪問看護	回/週	24,019	27,349	29,677	29,336	30,413	31,715
介護予防訪問看護	回/週	2,778	3,344	3,731	3,832	3,924	4,016
訪問リハビリテーション	回/週	6,151	6,420	7,951	7,860	8,160	8,527
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	691	761	957	984	1,008	1,031
居宅療養管理指導	人/月	18,980	20,881	22,243	21,974	22,767	23,724
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,386	1,552	1,660	1,701	1,741	1,782
通所介護	回/週	61,817	44,498	44,602	44,515	45,728	47,168
介護予防通所介護	人/月	12,114	13,047	3,489	-	-	-
通所リハビリテーション	回/週	15,345	15,496	15,865	15,828	16,331	16,930
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,833	2,156	2,553	2,623	2,685	2,748
短期入所生活介護	日/月	40,845	43,251	44,162	43,510	45,313	47,538
介護予防短期入所生活介護	日/月	243	259	245	260	266	266
短期入所療養介護	日/月	6,413	6,827	7,067	6,976	7,257	7,620
介護予防短期入所療養介護	日/月	70	63	64	65	65	65
特定施設入居者生活介護	人/月	4,214	4,507	4,768	5,496	5,676	5,840
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	735	847	898	1,020	1,054	1,083

- 第 10 章 介護保険給付に係る費用の見込み等

	単位	第 6 期実績			第 7 期計画		
		2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
福祉用具貸与	人 / 月	42,948	45,510	47,339	47,142	48,735	50,632
介護予防福祉用具貸与	人 / 月	12,220	13,768	14,834	15,221	15,584	15,950
福祉用具購入費の支給	人 / 年	8,751	8,531	8,564	8,520	8,808	9,120
介護予防福祉用具購入費の支給	人 / 年	4,265	3,997	3,781	3,852	3,948	4,044
住宅改修費の支給	人 / 年	6,252	6,113	6,141	6,132	6,312	6,516
介護予防住宅改修費の支給	人 / 年	5,006	4,910	5,065	5,208	5,328	5,448
居宅介護支援	人 / 月	62,383	64,831	66,807	66,629	68,534	70,792
介護予防支援	人 / 月	35,458	37,136	19,787	18,566	19,009	19,455

2015(平成 27)・2016(平成 28)年度は実績。2017(平成 29)年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

(2) 施設サービスの給付見込み

	単位	第 6 期実績			第 7 期計画		
		2015 (平成 27)年度	2016 (平成 28)年度	2017 (平成 29)年度	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
介護老人福祉施設 (地域密着型老人福祉施設含む)	人 / 月	10,287	10,665	11,082	13,248	13,838	14,200
介護老人保健施設	人 / 月	6,346	6,564	6,716	7,696	8,050	8,050
介護医療院	人 / 月	-	-	-	0	57	57
介護療養型医療施設	人 / 月	627	550	519	458	279	279

2015(平成 27)・2016(平成 28)年度は実績。2017(平成 29)年度は見込数値

(3) 地域密着型サービスの給付見込み

	単位	第6期実績			第7期計画期間		
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	371	431	445	435	454	473
夜間対応型訪問介護	人/月	161	148	145	143	150	157
地域密着型通所介護	回/週	0	23,005	23,956	23,911	24,565	25,333
認知症対応型通所介護	回/週	2,635	2,650	2,742	2,722	2,812	2,919
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	16	16	13	13	13	13
小規模多機能型居宅介護	人/月	706	788	835	881	953	1,024
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	97	102	105	111	120	129
認知症対応型共同生活介護	人/月	3,077	3,328	3,538	3,966	4,200	4,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	9	8	9	10	11	11
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	96	114	125	150	150	179
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	120	146	165	318	396	483
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	82	133	147	227	247	267

2015(平成27)・2016(平成28)年度は実績。2017(平成29)年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

8 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み

第7期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護(介護予防)サービス費、審査支払費、特定入所者介護(介護予防)サービス費等を算定しました。

また、算定にあたっては、介護報酬の改定(プラス0.54%)や制度改正に伴う利用者負担割合の変更、2019(平成31)年10月に予定されている消費税増税に伴う介護報酬改定などの影響を加味しています。

なお、第6期介護保険事業計画では、地域支援事業にかかる費用については、各年度の介護保険給付にかかる費用(審査支払費を除く)の3%が上限とされておりましたが、新しい総合事業の実施後の2017(平成29)年度以降においては、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第7期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。

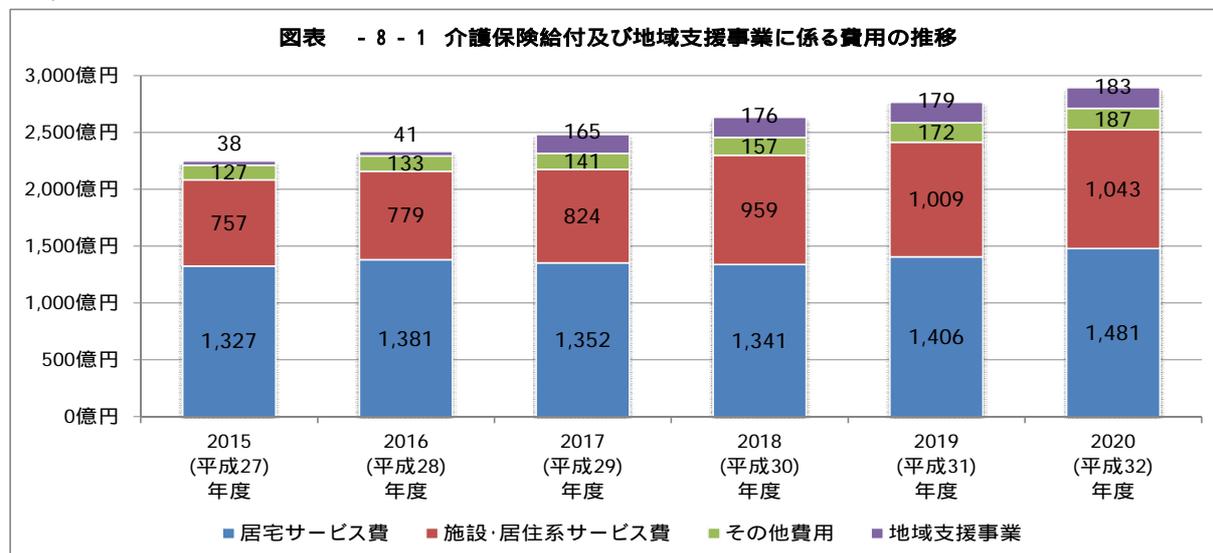
(単位：億円)

	第6期計画期間			第7期計画期間			第7期合計
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護保険給付(計)	2,210	2,293	2,316	2,456	2,587	2,710	7,753
居室サービス費	1,327	1,381	1,352	1,341	1,406	1,481	4,227
施設・居住系サービス費	757	779	824	959	1,009	1,043	3,011
その他費用	127	133	141	157	172	187	515
地域支援事業(計)	38	41	165	176	179	183	537
総合事業(注)			121	129	132	135	396
包括的支援事業・任意事業			44	47	47	47	141

2015(平成27)・2016(平成28)年度は実績数値。2017(平成29)年度は見込数値。

数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

(注) 2016(平成28)年度までの介護予防事業及び要支援者の介護予防給付(訪問介護・通所介護)については、2017(平成29)年度に新しい介護予防・日常生活支援総合事業として再構築されました。



(2) 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、現在、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、11段階の保険料段階を設定していますが、第7期介護保険事業計画においても、引き続き、被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、11段階の保険料段階とします。

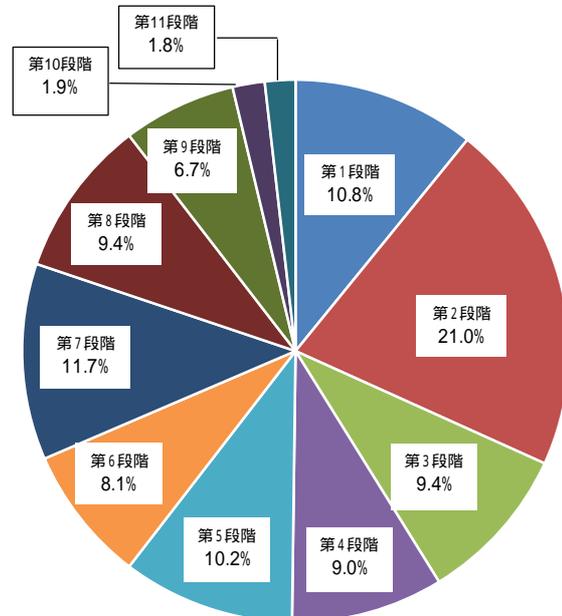
また、保険料率については、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階、第2段階の保険料率をそれぞれ0.50に設定します。

なお、今後、消費税及び地方消費税の税率引上げが実施された場合、更なる保険料の軽減を実施することが国において検討されており、国の方針等の決定に伴い、大阪市においても保険料率を設定する予定です。

【保険料段階及び保険料率】

第7期介護保険事業運営期間			
段階	保険料率	基準所得額	
第1	0.50	生活保護の受給者等	
第2	0.50	本人が市町村民税非課税	
第3	0.65		世帯非課税 (基準所得() 80万円)
第4	0.75		世帯非課税 (基準所得() 120万円)
第5	0.85		世帯非課税 (第3段階以外)
第6	1.00		世帯課税 (基準所得() 80万円)
第7	1.10	本人が市町村民税課税	
第8	1.25		世帯課税 (第5段階以外)
第9	1.50		本人課税 (基準所得() 125万円以下)
第10	1.75		本人課税 (基準所得() 125万円を超え200万円未満)
第11	2.00		本人課税 (基準所得() 200万円以上400万円未満)

市町村民税課税区分	基準所得() (保険料段階判定の基準となる所得)
本人が市町村民税非課税者	公的年金等の収入金額 + 【合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額) - 公的年金等所得金額】
本人が市町村民税課税者	合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)



2017(平成 29 年)7 月末現在

(3) 第 1 号被保険者 (65 歳以上) の保険料

介護保険給付に要する費用は、50%を公費（国・府・市）で負担し、残りの50%を保険料（23%を第1号被保険者の保険料、27%を第2号被保険者の保険料）で負担します。

「(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み」で算出した2018(平成30)年度から2020(平成32)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額（第6段階）を算定しますと、月額7,927円（現行月額6,758円）となります。

第7期介護保険事業計画については、一定以上の所得のある方に対する利用者負担割合の引き上げ（2割 3割）や保険者機能の強化のための財政的インセンティブの導入といった保険料を引き下げる要因を加味しているものの、後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加、第1号被保険者の保険料負担割合の引き上げ（22% 23%）に加えて、介護報酬のプラス改定などにより、第6期介護保険事業計画と比べ、1,169円、17.3%の上昇となっています。

なお、第7期介護保険事業計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025(平成37)年までを見据えた計画を策定することから、将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、2025(平成37)年度は約3,300億円となり、その費用額を基に保険料基準額を試算すると、2025(平成37)年度は月額10,200円程度となります。

(4) 介護保険サービスの利用料

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む。以下同じ。）の利用料については、これまで利用者の負担割合は1割または2割でしたが、今回の制度改正に伴い、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合については、2018（平成30）年8月から3割に引き上げられます。

また、利用者負担額が一定の上限を超えた場合には、超えた金額が高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されます。さらに、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの各医療保険における世帯内の、1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合には、高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されています。いずれも低所得者については、所得に応じた負担限度額が設定されています。

なお、高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）については、一般世帯（市町村民税課税世帯）の方は、2017（平成29）年8月から上限額の見直しが実施されました。

このほか、介護保険施設に入所した場合の居住費や食費についても、低所得者については、所得に応じた負担限度額を定め、差額相当分について、特定入所者介護（介護予防）サービス費として給付されています。

さらには、社会福祉法人が提供する介護サービスについても、低所得者に対する軽減措置があり、今後も、事業者を対象とした集団指導の実施時等に社会福祉法人に対して利用者負担額軽減事業への協力を依頼し、制度の充実を図ります。

引き続きこれらの給付を行いますが、低所得者の負担軽減については、全国で統一した対応が必要であり、低所得者の利用者負担の減免については、高齢者の所得状況などの実態を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう国において特段の措置を講じることが必要です。